

自治大学校及び消防大学校管理・運営業務の 市場化テスト実施時期の延期について (官民競争入札等監理委員会委員長見解)

本日、官民競争入札等監理委員会は、「公共サービス改革基本方針改定案」を了承したが、この中で、「自治大学校」及び「消防大学校」施設の管理・運営業務の事業実施時期については平成21年4月から平成22年4月に延期され、1年先送りとされている。当委員会としては、この先送りは、公共サービス改革の前進を合理的理由もなく阻害するものと判断せざるを得ず、したがって、その経緯を明らかにするとともに、この点に関する総務省の態度の変更を求める委員長見解を公表することとした。

すなわち、当委員会は、総務省との間で、両大学校について本年9月以降、管理・運営業務の入札に係る「実施要項案」について繰り返し審議・折衝を重ねてきたが、合意に達することができず、はなはだ遺憾ながら事業開始を1年延期とせざるを得なかった。市場化テストの方法により国民のために公共サービス改革を前進させる任務を負う当委員会としては、なお一層の力を尽くすのはもちろんであるが、当委員会としては、総務省側の主張は、以下に述べるとおり、公共サービス改革の観点からみて著しく妥当性を欠くものと判断しており、公共サービス改革の前進のために総務省が今後その姿勢を改めることを強く期待するものである。

以下に、審議・折衝の過程において問題となっている論点について、当委員会を代表して委員長見解を述べる。

1. 財団法人に委託されている寄宿舍関連業務の取扱い

自治大学校及び消防大学校のそれぞれには、研修（訓練）棟などのほかに寄宿舍が置かれているところ、この寄宿舍に係る管理業務は、これまで、関連の財団法人に委託（随意契約）されてきた。当委員会は、両大学校の管理に関する業務を包括的に入札対象とすることが民間事業者による創意工夫を發揮させ、その効率的実施を可能とするとの観点から、実施要項の審議の中で、財団法人

に委託している寄宿舍関連業務も、その他施設の管理と一体的に入札対象に含めるべきであると指摘した。

これに対し総務省は、寄宿舍管理業務の一部については入札対象に含めることに同意したものの、入寮受付及び退寮説明の業務等については、「それらは国の業務ではなく、地方公共団体の事務（地方公務員の福利厚生）に属するため、制度上、民間競争入札の対象とできない」等の理由を挙げ、入札対象に含めることを拒否した。

2. 当委員会の見解

当委員会としては、以下の理由により、総務省の主張は著しく妥当性を欠くものであるから、上記の入寮受付及び退寮説明の業務等についても入札対象に含めるべきであると判断している。

- (1) 大学校の他の施設と同様、寄宿舍も国有財産に属していることから、寄宿舍内で行われている業務は、入寮受付及び退寮説明の業務等も含めてすべて国の業務と考えるのが自然かつ当然である。現に総務省自体も、これまでその業務も含めて自ら財団法人への業務委託を行っていたにもかかわらず、このたびの折衝・審議の過程において突然、従来の取扱いは誤りであったとして、入寮受付及び退寮説明の業務等は「地方公共団体の事務」であると主張して入札対象から除外すべきであるとの態度を頑なに維持し続けている。この総務省の主張は、一般常識からかけ離れたものであり、なぜそうした態度をとり続けるのかが理解できないものである。
- (2) 寄宿舍と大学校のその他施設に関連する業務は、ともに一体的に競争入札の対象とする方が、全体として公共サービスの価格と質の両面において良好な結果を招来するものと考えられる。しかるに、その中から入寮受付及び退寮説明の業務等のみを除外するのは適切でない。
- (3) 入寮受付及び退寮説明の業務等のみを除外すると、その業務については非競争的な形での財団法人による業務実施が今後も継続することを意味する。そうすると、透明かつ公正な競争を通じて、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するという公共サービス改革法の基本理念に反するもので

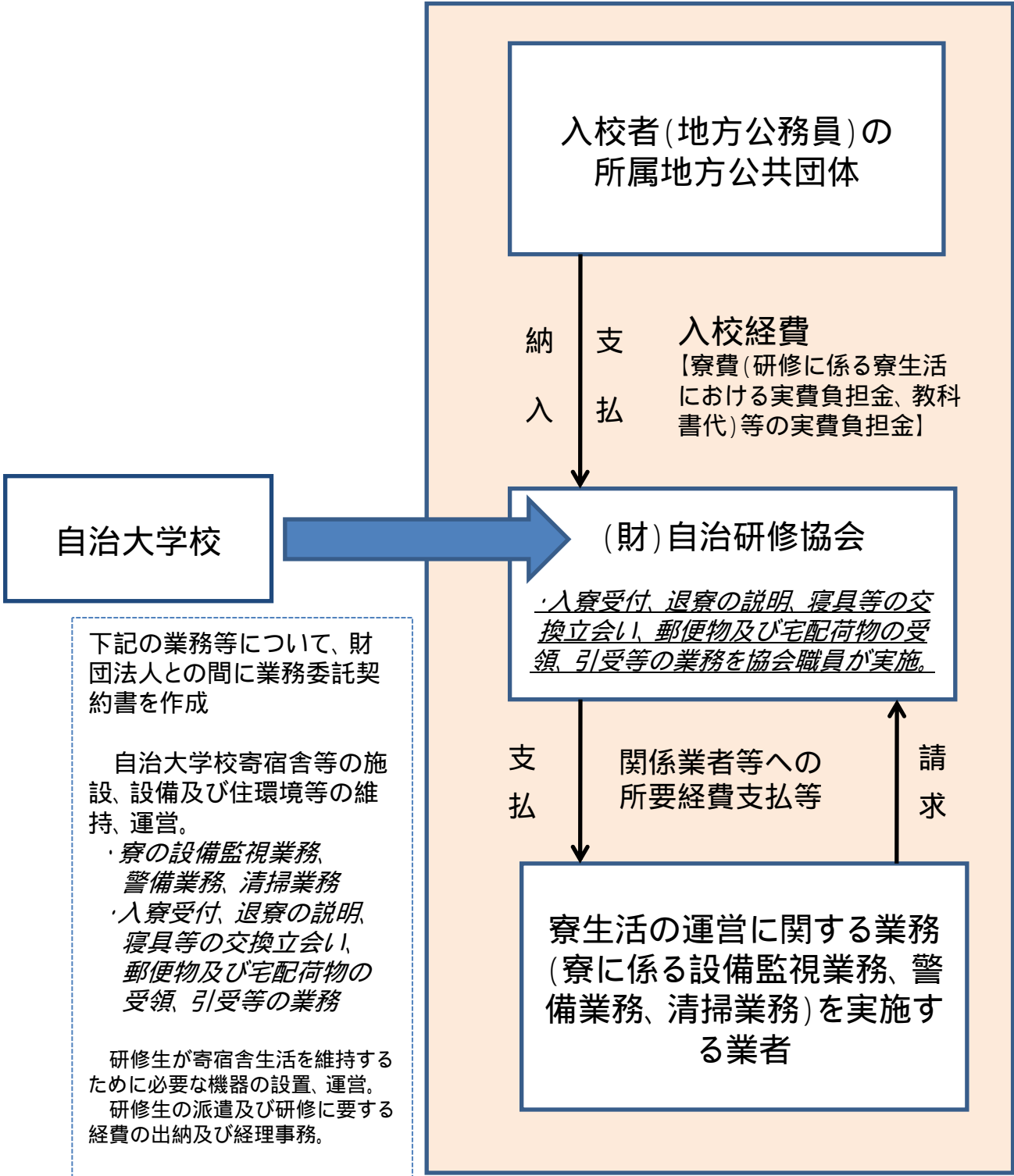
あり、その効率性及びサービスの質の検証がなされないままとなってしまう。非競争的な形での財団法人による業務実施を今後も続けようとする総務省のこのような態度は、合理的な理由なしに「地方公共団体の事務」であるとのレッテルを貼ることにより、市場化テストの洗礼を受けない聖域を作りだすことに他ならず、公共サービス改革法の趣旨に反するものである。そしてこのことは、入寮受付及び退寮説明の業務等に係る費用を、利用者という立場から負担している地方公共団体の利益にも反するものである。

当委員会としては、公共サービス改革法の基本理念を実現すべく、今後とも総務省と折衝を重ね、同省に対してその姿勢を改めるよう強く求めていく所存である。言うまでもなく当委員会による公共サービスの改革を進める活動は、その受益者である国民各位の支持なくしてはあり得ないのであり、一つ一つのケースの積み重ねが、公共サービス改革に重要な意味を持つとの観点から、各府省のこうした合理性のない抵抗の事案については、当委員会においてその経緯を明らかにし、国民各層の注意を喚起することにより、公共サービス改革の前進への支援を衷心よりお願いする次第である。

平成20年12月16日

官民競争入札等監理委員会 委員長 落合 誠一

(参考) 自治大、財団(協会)、入校者等の関係(概要)



(参考) 消防大学校、財団(センター)、入校者等の関係(概要)

